伊賀市地区市民センター条例の一部改正について

伊賀市地区市民センター条例の一部を次のとおり改正しようとする。 平成25年12月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例

伊賀市地区市民センター条例(平成 16 年伊賀市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「 | 三田地区市民センター | 伊賀市三田 1659番地 | 」を「 | 三田地区市民センター | 伊賀市三田 986番地1 | 」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(伊賀上野交流研修センター条例の廃止)

- 2 伊賀上野交流研修センター条例(平成 16 年伊賀市条例第 245 号)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の伊賀市 地区市民センター条例(以下この項において「旧条例」という。)第 11 条の規定による 使用者の損害賠償義務については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効 力を有する。
- 4 施行日前にこの条例による廃止前の伊賀上野交流研修センター条例(以下この項において「旧条例」という。)第14条第1項の規定による使用者の損害賠償義務については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。